

静岡県告示第29号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年1月18日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月18日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線 掛川山梨線	掛川市下垂木字小山平2710番の28から 掛川市下垂木字小山平2709番の30まで 掛川市下垂木字小山平2712番の1から 掛川市下垂木字神田2318番の1まで	令和4年1月18日